

自家発電 Q & A 12

自家発電設備の運転に伴う騒音規制について

「自家発電 Q & A」では自家発電設備に関する環境規制として、これまでに大気汚染防止法及び「排出ガス対策型建設機械指定制度」によるばい煙の排出規制を紹介しました。

自家発電設備を設置する際には、ばい煙の排出規制の他に騒音規制や振動規制も関係することから、3月号では、このうちの騒音規制について紹介したいと思います。

Q 1

自家発電設備から発生する騒音は、騒音規制法の規制の対象になりますか。

A 1

騒音規制法では、「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものとし、この特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」として扱うことで、

特定工場等において発生する騒音について規制を行っています。

発電設備関係では、設備の補機として政令（騒音規制法施行令）別表第1に掲げる表1に示すものが特定施設に該当し、これを有する発電設備が設置される特定工場等において発生する騒音が規制対象になります。

表1 発電設備に関する特定施設

施設	規模
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。

Q 2

特定工場等において発生する騒音に適用される規制基準について、教えてください。

A 2

特定工場等において発生する騒音は、時間及び区域の区分ごとに、表2に示す「規制基準（※）」が告示により定められています。

※ 規制基準とは、特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

表2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（抜粋）
（昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）

区域/時間	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	45dB以上50dB以下	40dB以上45dB以下	40dB以上45dB以下
第二種区域	50dB以上60dB以下	45dB以上50dB以下	40dB以上50dB以下
第三種区域	60dB以上65dB以下	55dB以上65dB以下	50dB以上55dB以下
第四種区域	65dB以上70dB以下	60dB以上70dB以下	55dB以上65dB以下

1. 時間について

昼間とは、午前7時又は8時から午後6時、7時又は8時までとする。

朝とは、午前5時又は6時から午前7時又は8時までとする。

夕とは、午後6時、7時又は8時から午後9時、10時又は11時までとする。

夜間とは、午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までとする。

2. 区域について

第一種区域……良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第二種区域……住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第三種区域……住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境

を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第四種区域……主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

Q 3

表2の規制基準が全国一律に適用され、規制が行われるのですか。

A 3

国が定めた規制基準が、そのまま全国に適用される訳ではありません。

規制の主体は地方自治体であり、地域の実情等を踏まえて国の基準を基に条例を制定し、規制を行います。

騒音規制法では、告示で定める規制基準の範囲内において、都道府県知事に特定工場等におけ

る騒音について、規制する地域の指定（市の区域内の地域は、市長が指定）と規制基準の設定を義務づけています。

また、町村は、指定された地域において、都道府県知事が設定した規制基準では地域住民の生活環境を保全することが十分でないと認められるときは、条例により告示基準の範囲内において、新たな規制基準を設けることができるとされています。

Q 4

規制地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合、設置の届出は必要ですか。

A 4

特定施設を設置しようとする者には、設置工事の開始日の30日前までに、市長村長への届出が義務づけられています。

ただし、電気事業法の規制を受ける電気工作物に該当するもの（発電設備に係る特定施設

など）については、「電気工作物の工事計画の事前届出として経済産業大臣（※）に行うこと」とされています。

※ 実際の届出は、経済産業大臣から権限を委任された産業保安監督部長宛となる。